愛知県水防計画の変更(案)要旨について

1 愛知県水防計画の目的

この計画は、水防法に基づき、洪水、雨水出水、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するため、県内の各河川、海岸等に対する水防上必要な監視、予防、警戒、通信、連絡、水門等の操作、水防団等の活動及び水防管理団体間の応援並びに水防に必要な器具、資材及び施設の整備と運用等について実施の大綱を示したものであり、愛知県地域防災計画と相まって水災の軽減に努めることを目的としたものである。

2 愛知県水防計画の主要な変更点

(1) 重要水防箇所の変更

改修工事の進捗にあわせて重要水防箇所から削除された区間、現地調査等により新たに重要水防箇所として追加された区間について変更した。

		令和元年度		平成30年度		前年度から 削 除		今年度新たに 追 加		差し引き 増減	
		箇所 (数)	延長 (km)	箇所 (数)	延長 (km)	箇所 (数)	延長 (km)	箇所 (数)	延長 (km)	箇所 (数)	延長 (km)
河	国	627	294	631	301	11	10	7	3	4	▲ 7
	県	325	118	326	118	1	0	0	0	▲ 1	0
Ш	市町村	129	83	129	83	0	0	0	0	0	0
	小 計	1, 081	495	1, 086	502	12	10	7	3	▲ 5	▲ 7
海岸		17	16	17	16	0	0	0	0	0	0
ため池		384	32	374	32	7	1	17	1	10	0
合 計		1, 482	543	1, 477	550	19	11	24	4	5	▲ 7

令和元年度重要水防箇所集計表

水防計画は、水防法に基づき、知事は毎年水防計画に検討を加え、必要があると認められるときは変更しなければならないとされている(法第7条1項)。今回、水防計画の変更にあたり、あらかじめ県防災会議に諮るものである(法第7条4項)。

[※]水防法における水防計画の位置付け